佐賀県告示第 282 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和4年12月2日

佐賀県知事	111	П	祥	義
佐食県知事	Ш	Ш	个	莪

氏名及び施術所の名 称	所在地	廃止年月日	
片渕 弘章 (堺整骨院	三養基郡みやき町大字白壁	令和4年6月1日	
みやき院)	1074 番地 3		